

電話再診による処方箋発行の終了について

(令和5年7月31日をもって終了)

当院では新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いの特例措置として、慢性疾患などを有する定期受診患者さんが継続的な医療・投薬を必要とする場合、電話再診による処方箋発行を行っていましたが、厚生労働省から令和5年7月31日をもって特例措置を終了するとの通達がありました。それに伴い、当院においても電話再診による処方箋発行は令和5年7月31日をもって終了とさせていただきます。

8月1日以降の処方箋発行については、従来どおり外来受診していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

